

# 資料編

## ■琴浦町ボランティアセンター登録団体

(平成28年10月現在)

団体名	会員人数	主な活動内容
琴浦町東伯赤十字奉仕団	121	災害救援活動、募金活動、慰問活動、高齢者や障がい者との交流など
琴浦町赤碕赤十字奉仕団	55	
つくし会	97	ひとり暮らし高齢者等に弁当の調理及び配送 (サービス名称: さわやか給食)
なぎさ会	116	
菖蒲会	65	・福祉施設等での演芸・デイサービスのお手伝い ・使用済み切手やハガキの収集
更生保護女性会	76	子育て支援活動、小学校であいさつ運動など
ガールスカウト日本連盟 鳥取第2団	17	募金活動、慰問活動、リサイクル活動など
ひとみの会	6	点訳の講習、点訳本等の作成
ひまわり手話サークル	12	ろうあ者や会員相互の勉強会や交流など
手話サークルすずらん	13	
朗読ボランティアしおさい	14	・福祉施設等での朗読、読み聞かせ
朗読ボランティアなごみ	10	・視覚障がい者の方へ町報の録音テープ作成
ふるさとを歌う会	35	福祉施設等での行事やイベントでのコーラス
ザ・ラニアルコーラス	26	
コーラスグループまどか	23	
合唱団わかば	21	
赤碕民踊教室	4	福祉施設等での行事やイベントでの演芸
三浦会	8	
JA 鳥取中央赤碕支部女性会 ブーゲンビリア	18	
フラワー	8	
琴さくらの会	10	福祉施設等での行事やイベントでの演奏
琴修会東伯教室	19	
椿の会	10	
鳥取中部かわせみ ネイチャーゲームの会	8	ネイチャーゲームという手法を用いて、自然体験から自然の神秘さを学ぶ
傾聴ことの会	8	施設や自宅に出向き、相手の立場になって、ありのままに受け止めて“聴く”お話しボランティア
合計	800	

## ■中山間見守り活動支援事業協定締結事業所一覧

\* 協定締結事業所数:20 事業所(平成 28 年 10 月 14 日現在)

	協定締結日	事業所名(業種)
1	平成 20 年 5 月 2 日	(株)新日本海新聞社
2	平成 20 年 5 月 2 日	日本海新聞を発展させる会
3	平成 21 年 6 月 4 日	鳥取中央農業協同組合
4	平成 21 年 6 月 22 日	鳥取県理容生活衛生同業組合八橋理容師会(移動理美容)
5	平成 21 年 12 月 18 日	鳥取ヤクルト販売株式会社
6	平成 22 年 2 月 12 日	大山乳業農業協同組合
7	平成 22 年 2 月 12 日	大山白バラ会
8	平成 22 年 5 月 10 日	鳥取生活協同組合
9	平成 22 年 6 月 29 日	ヤマト運輸株式会社津山主管支店
10	平成 23 年 3 月 16 日	日本生命保険相互会社鳥取支店
11	平成 23 年 4 月 18 日	(株)目久美(乳製品販売業)
12	平成 23 年 7 月 14 日	日ノ丸産業株式会社(LPガス等販売業)
13	平成 23 年 3 月 27 日	郵便局株式会社中国支社
14	平成 23 年 3 月 27 日	郵便事業株式会社中国支社
15	平成 23 年 3 月 27 日	株式会社ゆうちょ銀行鳥取店
16	平成 23 年 3 月 27 日	株式会社かんぽ生命保険鳥取支店
17	平成 24 年 11 月 29 日	鳥取医療生協協同組合
18	平成 26 年 6 月 18 日	(株)ポプラ・赤碕漁業協同組合(移動販売)
19	平成 27 年 12 月 22 日	明治安田生命保険相互会社山陰支社
20	平成 28 年 10 月 14 日	鳥取ガス産業(株)

## 琴浦町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 19 年 3 月 1 日

訓令第 11 号

改正 平成28年 5 月12日訓令第41号

### (設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、琴浦町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、琴浦町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 委員会は町長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定をもって終了するものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 2 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(専門部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項の事前の調査、検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉あんしん課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、第1回の委員会の会議は、町長が招集する。

附 則(平成28年5月12日訓令第41号)

この訓令は、平成28年5月12日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

## 琴浦町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属 団 体	
真山 昭子	琴浦町民生児童委員協議会代表	○
田中 明	琴浦町高齢者クラブ連合会代表	◎
松田 秋子	琴浦町障がい者自立支援協議会代表	
澤田 春美	琴浦町女性団体連絡協議会代表	
明石 蔦子	琴浦町ボランティア団体連絡協議会代表	
坂口 勝康	地区公民館代表	○
松岡 義雄	琴浦町社会福祉協議会代表	
松田 洋子	福祉委員	
米村 修二	福祉委員	
田中 駿一	居宅サービス事業者代表 (居宅介護支援事業所陽だまりの家)	
穂近 隆一	琴浦町学校会代表	
大場 紀恵	保育園代表	
小松 弘明	琴浦町副町長	

(◎委員長、○副委員長)

## 用語説明

---

### あ

- あいさポーター  
障がいの特性や必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けする人。
- 愛の輪協力員  
ひとり暮らし高齢者等に対して日常生活の見守り活動を行うボランティア。
- あんしんトリピーメール  
登録をされた方の携帯電話、スマートフォンなどに鳥取県内の配信を希望する防災情報等をメールで配信するサービス。鳥取県庁各部局や鳥取県教育委員会、鳥取県警察本部等のほか、鳥取県内の市町村、消防局によって運用しているシステム。
- いきいきサロン  
子どもから高齢者を対象に地域の集会所などを拠点として、会食やリクリエーションをして交流を深め、孤立・閉じこもり防止、仲間づくりや情報交換をする交流の場づくりを目的とする事業。
- オストメイト対応トイレ  
人工肛門や人工膀胱(ぼうこう)保有者(オストメイト)の方が排せつ物等の処理をしやすい機能を備えたトイレのこと。

### か

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)  
介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる人。
- 介護ボランティア制度  
介護ボランティアとして登録した40歳以上の町民の方が、指定された町内の介護施設、町が主催する介護予防事業の実施会場または高齢者の自宅でボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されるポイントに応じて商品券を受け取ることができる制度。
- キッズサポーター  
認知症サポーターの子ども版。
- 高齢者サークル  
65歳以上の高齢者5人以上でつくる、介護予防や閉じこもりになることを防ぐような趣味

の活動をする団体。

- 琴浦町避難行動要支援者登録制度  
災害発生時において、高齢者や障害のある人など自力で避難することが困難な人(災害時要  
援護者)を地域全体で支援するためあらかじめ登録し、社会福祉協議会、警察、消防署、自  
治会、民生児童委員に情報提供することで災害時の安否確認、避難支援に備える制度。
- 子育て世代包括支援センター(ネウボラ)  
ネウボラは、北欧のフィンランドで 1920 年代に始まった子育て支援拠点で、フィンランド語で  
「助言の場」という意味。“日本版”では子育て支援策をワンストップで対応する。核家族化の  
進行で不安を抱えがちな子育て世帯に対し、保健師やソーシャルワーカーなどが妊娠中から  
出産、産後までを継続して支援する安心の体制をつくり出す。

## さ

- 市民後見  
認知症の高齢者らの成年後見人になる特定の養成講座を修了した一般市民のこと。
- 成年後見制度  
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人たちの財産管理  
や身上監護により保護し支援するための制度。補助・補佐・後見の 3 種型がある。

## た

- 地域支え合い活動支援金  
積雪で除雪ができない高齢者世帯に対して地域住民が助け合って除雪をした場合に部  
落に支援金を支給する制度。
- 第三者評価  
利用者がサービスを選択する際に情報を得たりサービスの質の向上を図るために、公  
平、中立な第三者機関がサービスの内容を評価する事業。
- 地域安全パトロール隊  
児童の登下校時に通学路を見回り、安全を確認する住民ボランティア。
- ちょこっとあったかサービス  
身の回りのちょっとした困りごとを介護ボランティア制度(P83)に登録されているボラン  
ティアの方にお手伝いしていただくサービス。
- ドメスティックバイオレンス(DV)  
配偶者や恋人など親しい関係にある人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、  
性的暴力、経済的暴力を含む。



## な

- 日常生活自立支援事業  
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で、日常生活に不安を抱える人たちが福祉サービスの契約、日常的な金銭管理、書類の預かりなどの援助を受けることができる福祉サービス。
- 認知症サポーター  
認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人。

## は

- 福祉学習サポーター  
それぞれの福祉活動・ボランティア分野で、一住民の立場で福祉理解を広げ、福祉についての学びを支援する人。学校の授業や、公民館の講座、社会福祉協議会の活動など地域の福祉学習の場に参画し、福祉教育プログラムを企画する人と協力し、住民としての生活感覚をもって、「情報提供」「技術指導」などの支援をすることが役割。
- バリアフリー  
日常生活をするうえで不便となる物理的、または精神的障壁(バリア)を取り除くこと。
- ファミリー・サポート・センター  
育児の援助を受けたい方と育児をしていただける方が会員となって、会員相互に育児と仕事を手助けする組織。
- 福祉委員  
地域の困りごとや福祉課題解決のため愛の輪協力員や民生児童委員と連携を図り、社会福祉協議会・役場に連絡や相談をする人。(各集落に1名 社会福祉協議会が任命)
- 福祉座談会  
社会福祉協議会役職員が各集落へ出向き、福祉課題やサービス等について意見交換をする場。
- 福祉連絡会  
集落ごとに福祉委員、区長、愛の輪協力員、民生児童委員などが定期的に集まり、地域の課題などについて話し合い、福祉ネットワークを築く場。
- 法人後見  
社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人になること。

## ま

### ○ 民生児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けたボランティアで、日常生活において困っていることなど、福祉全般に関する相談に応じる地域住民。

## や

### ○ ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザイン(施設、製品・情報の設計)すること。

### ○ 要保護児童対策地域協議会

虐待や非行などの要保護児童に関する問題について、関係機関等の連携により組織的に対応し、当該児童の早期発見および適切な保護を図ることを目的に設置された組織のこと。